

川上修一議員に対する議員辞職勧告決議について

上記案件を、高梁市議会会議規則第14条第2項の規定により、次のとおり提出する。

令和5年5月23日提出

高梁市議会議長 石田芳生様

提出者 議会運営委員会

委員長 宮田好夫

川上修一議員に対する議員辞職勧告決議（案）

令和5年3月28日、川上修一議員は銃刀法違反罪などに問われた裁判において、岡山地方裁判所から罰金50万円の判決を言い渡された。

高梁市議会基本条例第15条では、「議員は、市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うように努めなければならない」と規定されており、議会における諸活動だけでなく、私生活においても法令を遵守し高い倫理観と自律性の下に行動することが求められている。

公職である市議会議員が有罪判決を受けたという事実は市民からの信用を失墜させ、高梁市議会の名誉と品位を著しく損なわせることとなった。

よって、川上修一議員は、市議会議員としての政治的、道義的責任を免れず、議員職にとどまることは、市民感情からして許されるものではなく、事態の大きさを真摯に受け止め、速やかにその職を辞することを勧告する。

以上、決議する。

令和5年5月23日

岡山県高梁市議会